

身体障がい者・精神障がい者等が行う遊漁の取扱いについて

1 調査目的

令和2年8月7日に開催した第235回長野県内水面漁場管理委員会において、身体障がい者、精神障がい者及びその介助を行う者（以下、介助者という。）が納付する遊漁料について議論となったことから、各漁業協同組合における実態を把握する。

2 調査方法

県内の30漁業協同組合に調査用紙（別紙 資料4-2）を送付し、回答を依頼した。なお、1月29日時点で30漁協中、27漁協からの回答を得た。

3 調査結果

（1）身体障がい者について

① 身体障がい者の遊漁料の納付の有無

- ・27漁協中、3漁協が身体障がい者を無料とし、残りの24漁協は遊漁料の納付を求めている（図1）。

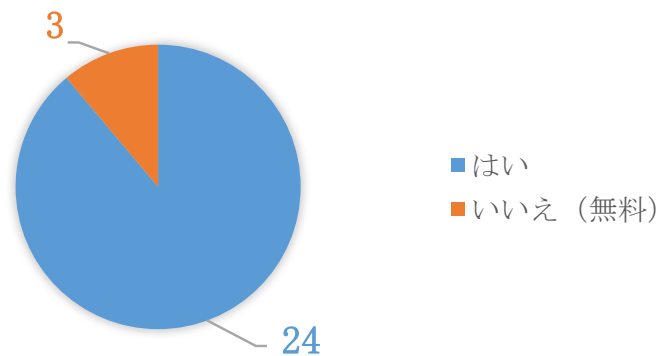


図1 遊漁料の納付の有無
（数値は漁協数を示す。）

② 身体障がい者の遊漁料の額

- ・年券の額については、全ての漁協で対象とする魚種によらず、一般遊漁者の2分の1等の優遇措置があるが、日釣券は一般遊漁者と同額としている漁協もある（図2-1及び図2-2）。
- ・令和元年の年間取扱数は年券170枚、日釣券82枚であった。

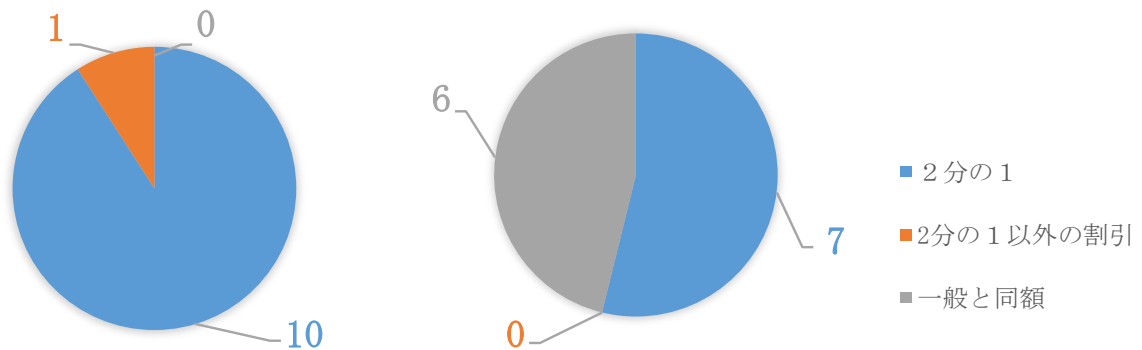


図2-1 あゆの遊漁券における身体障がい者の遊漁料の額
(左図は年券、右図は日釣券、数値は漁協数を示す。)

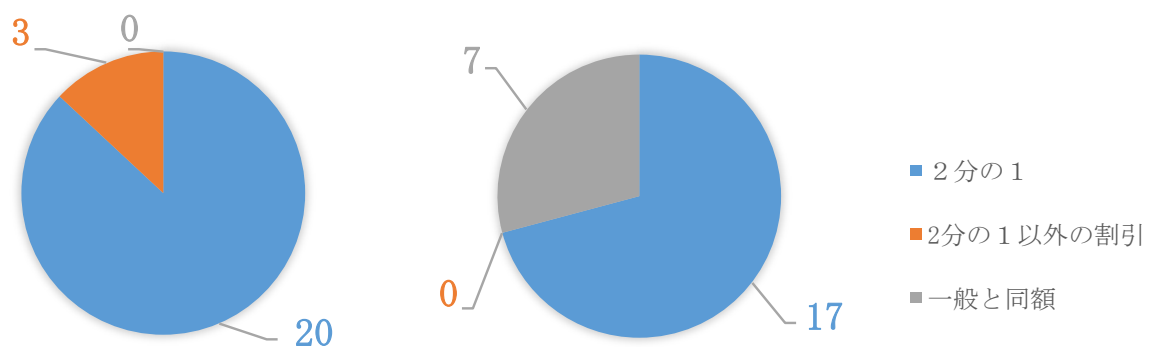


図2-2 あゆ以外の魚種もしくは全魚種の遊漁券における身体障がい者の遊漁料の額
(左図は年券、右図は日釣券、数値は漁協数を示す。)

(2) 精神障がい者について

① 精神障がい者の遊漁料の取扱い

- 27 漁協中、17 漁協で想定していない（実績がない）ため、わからないとの回答であった（図3）。
- 取扱ったことがある漁協については、ほとんどが身体障がい者と同様の取扱い等、一般遊漁者に比べて優遇措置をとっていた。
- 精神障がい者の遊漁の取扱いは平成27年～令和2年の間で46件であった。

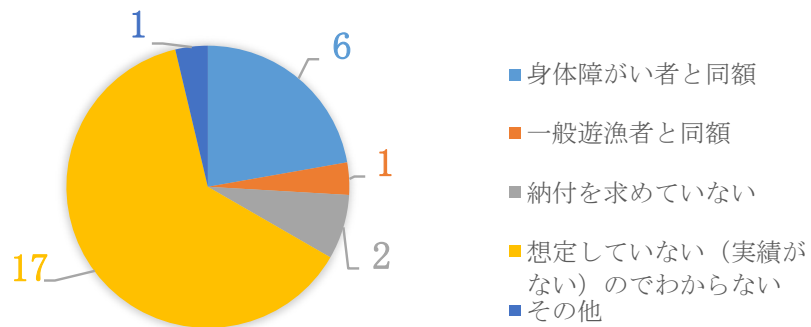


図3 精神障がい者の遊漁料の取扱い
(数値は漁協数を示す。)

② 精神障がい者の今後の取扱い

- ・想定していない（実績がない）と回答した 17 漁協のうち、およそ半数は身体障がい者と同額等の優遇措置をとりたい、残りの半数が今後の検討課題としたいと回答した（図4）。

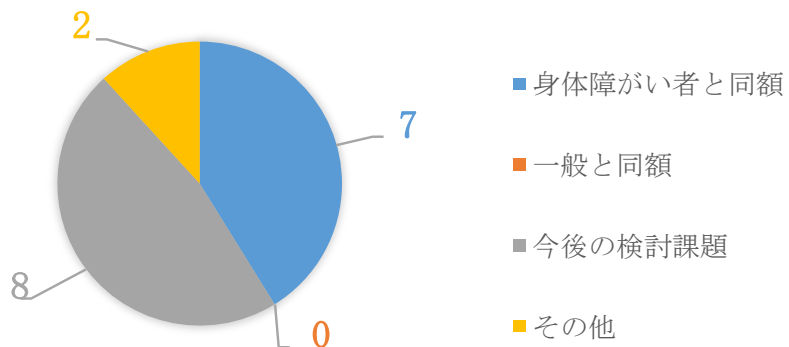


図4 精神障がい者の遊漁料の今後の扱い
(数値は漁協数を示す。)

(3) 介助者について

① 介助者の遊漁料の取扱い

- ・27 漁協中、19 漁協が想定していない（実績がない）のでわからないとの回答であった（図5）。
- ・介助者に遊漁料の納付を求めていると回答した5漁協全てで、その額は一般遊漁者と同額であると回答した。
- ・納付を求めるとした漁協からはその理由として、「介助者が障がい者の介助の

みに徹するのであれば（遊漁しない）のであれば、求めない」、「介助者自身も障がい者と別に遊漁をしているのであれば一般遊漁者と同様に扱う」旨の回答が多かった。

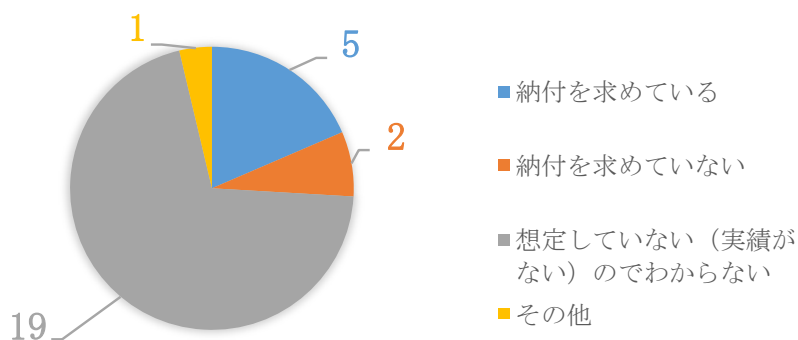


図5 介助者の遊漁料の取扱い
(数値は漁協数を示す。)

② 介助者の今後の取扱い

- ・想定していない（実績がない）のでわからないと回答した 19 漁協のうち、12 漁協は今後の検討課題としたいとの回答であった（図6）。
- ・納付を求めたいとした 2 漁協は、その額を一般遊漁者と同額とするとの回答であったが、「介助者自身も遊漁を行うなら求める」、「障がい者の指導等で遊漁を行う場合は求めない」としている。
- ・納付を求めないとした 2 漁協からは、その理由として「介助者に危険のないよう介助してほしいため」、「介助者自身も遊漁をする場合に限って求める場合もあるかもしれない」旨の回答があった。
- ・その他と回答した漁協からは、「介助の必要性や程度によって、日釣券に限定して障がい者と介助者共に無料としたい」といった具体的な回答もあった。

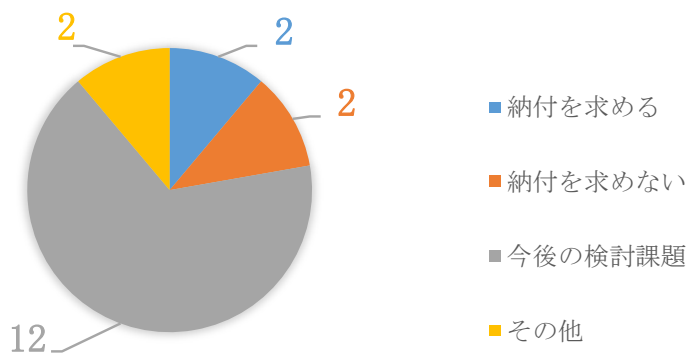


図6 介助者の遊漁料の今後の扱い
(数値は漁協数を示す。)

(4) 障がい者及び介助者の遊漁の取扱いに関する意見（主なものを抜粋）

- ・障がい者を表すものがあり、販売者（店）が確認できれば、身体・精神に関わらず、障がい者扱いで納付を求めないとの考え方が大半を占める。
- ・介助者が専ら介助しているのであれば、納付を求めないが、障がい者と別の竿を出しているのであれば、納付を求めるとの考えが多くを占めていると思う。
- ・現在、遊漁証を買いに来る障がい者は一般の人と変わらない位に普通に釣りをしているので、障がいに応じての値上げを検討している。
- ・同一障がい者手帳が別々の販売店から提出される等の不正利用が数年続いている。モラルの問題ではあるが、検討課題である。
- ・介助の必要性を判断できるための基準（指針）が必要。障がい程度の詳細な情報提供を求めたい。
- ・精神障がい者については外見での判断ができず、手帳等の提示依頼も難しいと思う。その取扱いについて県から指導があれば、組合内で検討したい。
- ・福祉目的で免除を求めるのであれば、補填措置が欲しい。